

松山地方裁判所委員会(第3回)議事概要

1 日 時

平成16年10月21日(木)午後2時00分から午後4時00分

2 場 所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

(委 員) 明石成司, 角谷比呂美, 黒田徹三, 下司正明, 篠浦公二,
西蔭健, 藤川研策, 宮本寿, 山本耕平

(事務担当者) 原事務局長, 門田総務課長, 櫛辺総務課課長補佐

4 議 事 (■委員長, ○委員)

(1) 裁判所で計画しているもしくは実施した下記の広報活動について, その内容を説明

ア 裁判官の出張講義

県教育委員会に案内を出したところ, 3校(松山市内の高校, 中島町の小学校, 砥部町の高校)から申込みがあったので, それぞれ裁判官が出向き, 裁判所の役割や仕事の内容を講義することになっている。

イ 裁判所探検ツアー

夏休みに, 中予地区の小中学生を対象とした裁判所体験ツアーを実施し, 裁判所の手続き等を紹介して, 刑事の模擬裁判を行った。保護者と合わせて約60名の参加があった。

ウ 職場体験ツアーの受入れ

毎年, 県下の中学校から, 職場体験として数十人の見学者を受け入れしている。

エ 宇和島支部庁舎の市民見学会

宇和島支部では、庁舎の新営に伴い、8月に市民見学会を開いたところ、200人以上の来庁があった。

支部長が裁判所の仕事の内容を説明した。

(2) 問題（紛争）を抱えて来庁した人の案内について、裁判所から説明

ア 松山簡易裁判所の受付相談、受付センターについて

- ・書記官8人が担当している。
- ・相談申込書を記載してもらい、4つの手続（訴訟、調停、破産、再生）の選択について説明する。
- ・勝ち負けについては答えられないことも説明している。定型の訴状や申立書を準備しているほか、担当部署に案内している。
- ・電話による相談に対しても支障がないかぎり応じている。相談件数は年間約4000件以上になる。
- ・相談の内容によっては、プライバシーに配慮して囲いのあるブースを利用している。さらに必要なときは、調停室を利用している。

イ 松山地方裁判所本庁について

- ・相談は、破産にかかる相談が多い。必要な人には、定型の破産申立書を交付している。
- ・破産の申立は、1日6人から12人になる。
- ・調停及び再生、破産の手続については、玄関ホールの待合いコーナーでビデオを常時流している。破産にかかる説明については、集団で行う方法も考えられる。

(3) 日本司法支援センターの設立について、裁判所から説明

(4) テーマ「国民が裁判所に期待する情報はなにかのうち、「紛争を抱えている人に対するもの」について

- 裁判所から積極的に広報したいときは、もっとマスコミ等働きかけをして、テレビや新聞のニュース、記事になるように情報を提供すべきである。
- 裁判所で相談を行っていることは、国民にはあまり知られていないように思われる。マスコミや市町村の広報を通じて相談窓口の紹介をしてはどうか。
- 裁判所の窓口で相談を行っていることを裁判所のホームページに掲載することが必要であると思われる。
- 年輩の方は、インターネットなどの利用は困難である。それらの方にも配慮した広報も必要である。
- テレホンサービスやファクシミリサービスなら利用しやすいので、その存在をもっと広報しなければならないと思う。
- 国民が期待しているのは、紛争の結論、自分の言い分の当否、そこまで、踏み込んだ相談はできないか。
- 裁判所は、中立の立場から手続き相談しかできない。裁判所が結論を示したとして利用されることを危惧する。
- 審理の見通しについて、一般的な説明をすることはできないか。平均審理期間などを説明するだけでも相談者は安心すると思われる。
- 裁判所が相談できる内容をもっと広報する必要があると思われる。相談を行っている他の機関を裁判所の広報でも紹介してはどうか。
- 相談を行っている各機関が、それぞれの特徴を紹介することはできないか。
相談をする機関が連携して広報活動を行うことも重要である。
- 相談機関相互の連携協力は、必要だと思う。それを担う司法支援センターが発足するので、裁判所としても期待している。

■ 次回のテーマは、「問題を抱えている人以外に対する一般的な情報提供広報の在り方」

○ 異議なし。

5 次回期日等

(1) 日時 平成17年4月21日(木)午後2時00分

(2) 場所 松山地方裁判所大会議室